

## 平成22年 第3回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

1番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

1番、益田美恵子。一般質問をさせていただきます。

初めに、改正育児・介護休業法についてお尋ねいたします。

ここ数年、育児・介護休業法の改正など、男性の育児参加を拡大していくための対策が進められてきましたが、旧態依然の古い常識が色濃く残っており、まだまだ不十分だといわれております。

そこで、1、対象となる事業所また常勤・非常勤・パート等の雇用形態の違いによる制度内容の区別があるのか、お尋ねいたします。2、芦屋町に関係ある事業所における男性の育児参加状況（男女別育児休業取得率等）についてお尋ねいたします。3、育児休業取得を理由に解雇された等のトラブルを解消するために、紛争解決の援助と調停制度が創設されたと聞いていますが、その内容について。4、改正された内容には、行政などの勧告に従わない場合、企業名を公表することができるかと聞いていますが、地方行政が勧告及び公表することができるのかどうか。5、介護休業法の改正内容について。6、介護休業制度の男女別取得率についてお尋ねいたします。

大きな2点目といたしまして、一度お聞きしたことがあります、テレビの地上デジタル放送についてお尋ねいたします。

1、完全移行まで1年を切りましたが、町内で受信できない場所等があるのか。もしあるのであれば、受信できない世帯数はどのくらいあるのか。2、地デジチューナーが無償支給される対象世帯数について。3、自治体として個別相談窓口が設置されているのかについて。4、アナログテレビが一斉に廃品となることが予測され、不法投棄等が懸念されておりますが、廃品となったテレビの不法投棄防止策や円滑なりサイクル回収の推進が必要だと思っておりますが、ご見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

それでは1点目、改正育児・介護休業法についての中の①として対象となる事業所、それから雇用形態の違いによる内容の区分があるのかということですが、育児・介護休業法の対象となる事業者は、いわゆる労働基準法に規定をしております労働者を雇用している事業所でございます。労働者は申し出ることにより育児・介護休業制度を利用できますが、日々雇用の労働者は対象から外されております。これはまた、い

わゆる一般企業向けでございまして、地方公務員の育児休業等に関する法律におきましては、非常勤職員、臨時職員は対象となっております。

2点目の男性の育児参加状況についてでございますが、これは町に関係のある事業所というところにつきましましては、町の組織内の事業所ということでお答えします。病院とか競艇場、保育所等、本庁以外の出先機関を含めてということになりますが、過去男性で育児休業を取得した職員は1人でございます。でございますので、率としての算定はしておりませんが、とにかく1人と。それから、女性ではほぼ100%が取得しておるという状況でございます。

それから、3点目の紛争解決、それから調停制度、これらについてでございますが、これは民間の事業所等々に対する措置が創設されたわけでございますが、法の実効性を確保するために、育児休業の取得等に伴う苦情、労使間の紛争などについて、当事者からの求めに応じて都道府県労働局長が紛争解決のための必要な助言、指導または勧告をすることができるという規定、また都道府県労働局長はこれらの紛争について、当事者から調停の申請があった場合において、必要があると認めるときは両立支援調停会議なるものがございまして、そこに調停を行わせるものとするということが規定されております。

それから、4点目の企業名の公表に関係でございますが、企業名の公表制度は労働大臣の勧告に従わなかった場合に、公表できるとされておきまして、これは国の権限に属する事項であります。地方公共団体にはその権限はございません。したがって、地方行政は勧告や公表はできないものでございます。

それから、5点目の介護休業法の改正内容についてでございますが、改正前には確かに介護休業制度というものがございまして、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業、これは期間は通算して93日間までということになっておりますが、これができるというものでございました。

改正後も当然この制度が残っているわけですが、今回の改正によりまして、新たに介護休暇というものが創設されました。介護休暇の内容につきましては、要介護状態にある対象家族を介護するために労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年間に5日、2人以上であれば10日間の介護休暇を取得することができるというものでございます。

それから、6点目の介護休業制度の男女別取得率ということで、これ他の企業等々はもちろん調査しておりませんから把握しておりませんが、役場の職員に限ってということでお答えします。

過去の制度といたしまして、平成3年度から平成7年度までは家族介護欠勤制度というものがございました。この間に、町の職員で女性職員が3人、それぞれ配偶者であるとか、子であるとか、親を看護するために取得しております。

また、この制度が平成8年度から介護休暇制度に移行しまして、このときには女性職

員が1人配偶者の介護のために取得しておりますが、それ以降取得の事例はございません。したがって、男性には事例がないということでございます。

それから、大きな2点目の地上デジタル放送についてでございます。町内で受信できない場所があるのか、もしあるとすれば世帯数はどのくらいあるのかということですが、町として調査したわけではありませんので、数字としては把握しておりません。ただ、芦屋町は山間部のような状況ではなく、どちらかといえば平坦地でございますので、受信不能地域はないものと思われまます。自然環境的な要件からいくとないというふうに思っております。

で、芦屋町で受信できますテレビ局、NHK、RKB、TNC、KBC、TVQ、この5社がございますが、この5社が発表しております地上デジタル放送エリアの目安というものを公表しております。これでは、5社とも芦屋町全域受信可能の判断が示されております。

したがって、現時点で受信できないというそういう相談・問い合わせはあっておりません。ただ、アナログ放送で受信できなかった地域、これは自然環境ということではなくて、人為的なといいますか、そういう要件で一部アナログ放送が各戸別受信機では受信できないという地域は確かに芦屋町でございます。代表的なものとしたしまして、鑄鍛鋼社宅の障害を受ける正門町の一部、それから城山の影響による山鹿雁木の一部、これは竹並芦屋線の道路改良工事に伴って、集団して移転していただいた地域の方でございますが、その一部、それから江川台の旧雇用促進住宅の影響によりまして、江川台の一部地域でございますが、受信できないという地域がございました。これらの地域につきましては、すべて協調アンテナを立てることによって対応されてきておりました。

このうち正門町につきましては、ここは受信組合といいますか、組合が組織されておりました、この地デジ化に伴ってどう対応していこうかというのが話し合われております。電波も強くなったし、現時点で既に地デジのテレビに買い換えたり、チューナーを取りつけることによって完璧に見えるという家庭も結構な数おられるようです。

したがって、原則的に各個人が戸別受信へ切りかえるという方針がなされております。ただ、本当にそれでいいのか、本当に受信障害地域がないのかというのを確認するため、現在調査を依頼されておるということでございます。

それから山鹿の雁木地区につきましては、すべて戸別受信機へ切りかえ、それから江川台につきましては、その原因をつくっております財団法人雇用振興協会九州支社に確認しましたところ、もし依然として受信障害が残る場合には順次対応していきますということございました。

2点目の地デジチューナーが無償支給される対象世帯数でございますが、ご存じのとおり総務省の地デジチューナー支援センターというところが無償支給する対象世帯は、3つの要件にそれぞれあります。

1つ目が生活保護などの法的補助を受けている世帯、2点目が障がい者がおられる世

帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けておられる世帯、3点目としまして社会福祉事業施設に入所されていて、みずからテレビを持ち込んでおられる世帯で、この3つの条件でなおかつNHKの受信料が全額免除されている世帯となっております。こういう世帯に対して無償支給される制度がございます。で、世帯数の関係ですけども、このうち生活保護世帯数は、これは福祉課で調査していただきまして、芦屋町に378世帯あるということがございますが、2点目の障がい者、3点目の社会福祉事業施設、これらの世帯数については把握しておりません。

また、これら対象世帯への周知でございますが、NHKとしましては受信料全額免除しておるわけですから、当然その対象世帯はわかっております。これらの世帯に対してこうこうこうなりますよというお知らせと、ご希望であれば無償支給しますよという申込書が送付されております。なおかつ生活保護世帯につきましては、県の福祉事務所から全世帯に案内通知が届けられておるということでございます。

また、社会福祉施設に関しましては、まつかぜ荘に問い合わせいたしましたところ、制度の概要等の通知文書が届いておりまして、間近になりましたら未申請の対象者へ再度周知するということございました。

3点目、自治体としての個別相談窓口でございますが、本庁におきましては相談を完結させる個別相談窓口としては設置しておりません。しかしながら、住民からの問い合わせ等につきましては、総務課の庶務係で対応しておるという状況でございます。その相談内容にもよりますが、簡単な内容であればお答えしておりますが、役場で答えの出せない案件につきましては、総務省の福岡県テレビ受信者支援センターや、同じく総務省の地デジコールセンター、こういったところを紹介しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

環境住宅課でございます。2番目のテレビの地上デジタル放送についての中の4番目、アナログテレビが一斉に廃品になることが予想され、不法投棄等が懸念されている。廃品となったテレビの不法投棄防止策や円滑なりサイクル回収の推進が必要だと思いがというご質問でございますが、お答えいたします。

地上デジタル放送化に伴い、通称地デジでございますが、テレビの買いかえによる不法投棄の増加につきましては、担当課といたしましても懸念しているところでございます。地デジのPRは、盛んに行われておりますが、あわせてテレビの買いかえ等での廃棄処分の方法についての啓発は余り目にすることがございません。このことは平成10年に公布されました特定家庭用機器再商品化法、通称家電リサイクル法でございますが、それによりまして規定されているためと思われま。

芦屋町では、家電リサイクル法適用品目の廃棄処分の方法につきましては、各ご家庭

用に家庭ごみ分別ガイドブックを配布して啓発をしております。

また、ホームページの中でごみと環境の欄の中にも掲載し、啓発をしております。防止策につきましては、従来から行っております美化巡視員による重点箇所の巡視の強化、あわせまして広報あしや、町ホームページに掲載されます地デジ推進関係PRの掲載にあわせまして、廃棄処分方法の掲載などを行うなど関係課との連携をとりながら、不法投棄増加防止のための啓発を行いたいと考えております。

また、福岡県の関係機関でございます清掃協議会などからも、地デジ化によるテレビの不法投棄の増加に対する防止対策の要望が国になされている状況でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、1項目ずつやらせていただきます。

先ほど育児休業法について課長のほうから答弁がありました。非常勤、パート等にはそういった制度がないということなのですが、事業所これは公共的なものがないだけであって、先ほど言われたのは民間の事業所においてもそれは適用されてないということよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

これは、改正育児・介護休業法については、確かに改正されておまして、民間企業に対する規制というか改正、それと当然労働基準法を根幹といたします。こういう育児・介護法が改正されましたならば、国家公務員の育児休業法、地方公務員の育児休業法、そして各市町村の条例でもって定めておるいろんな内容、こういうのがあるわけですね。

ですから、民間企業用と我々公務員用という観点からは、若干制度の内容違います。で、今ご指摘の地方公務員には非常勤職員、臨時職員は適用されませんと申し上げましたが、民間企業におきましてはこれは条文を読んでも限り、日々雇用の労働者は対象になりませんと書いてあるだけで、パートとか非常勤職員については触れられておりませんので、したがって民間企業では日々雇用の労働者だけが除かれておることだろうと思います。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

大変矛盾を感じるわけですが、それで競艇場関係というのはどうなりますか、競艇場の従業員の方々についてはいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 小野 義之君

競艇場の臨時従業員につきましては、先ほど総務課長が申したようなところで、雇用形態が日々雇用になりますので、この適用はございません。ただ、競艇場の雇用規定の中で、従業員の方は雇用者名簿というもので登録をしていただいておりますが、その適用の中で介護休業を取られた方の削除とかいう部分についてやらないというような内部的な適用を今やっているという実情でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、この問題は国の問題、制度の問題が主になりますので、ここで議論してもいたし方がないことではございますが、大変女性としても矛盾を感じるものでございます。次に、2点目のところですが、男性の取得率が大変少ないんですね、これは全般的に言えることであって、育児休業の取得率というのは全国的には女性が89.7%、男性が1.56%というデータが出ておりますが、ここは皆様行政マンの方は男性の方が多うございますので、男性の育児参加を阻んでいる要因は何だと思われませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

実は、この改正育児・介護休業法ですから、それが法律が改正されて育児休業なりが取得しやすいような制度に改正されたわけでございますが、改正前の育児休業法におきましては夫婦どちらかしかとれません。したがって、常識的に考えまして、おっばいを与える奥さんが、女性が育児休業を取得する。だんなは働いておくというのが一番ポピュラな姿であったんだろうとは思いますが、これが法律が改正されて、町の条例も実は6月議会で可決成立しております。

これは、夫婦の片方がとるとらんにかかわらず、言うてみれば両方一遍にとれるわけです。育児休業というのは。ただ、育児休業期間中は給料が支給されません。共済組合に掛け金として払っている共済の長期・短期この分に相当する部分は自分の手出しではなくて、補てんといいますか、されるわけです。自分の手出しではなく、引き続きその組合員である補償が受けられるわけですが、やはり最大のネックというのは夫婦一遍にとってしまうと一切その間給料が入ってこない、それが一番大きな要因ではなからうかと思えます。

で、先ほど男性が一人育児休業を取得しましたということは、そちらの奥さんはやっぱり職業婦人でした。で、うちの男性職員が育児休業して子どもを面倒見ておる間に、奥さんはちゃんとその分仕事に行かれたとそういう状況でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

育児休業している間は、給料は支給されないというのは、これ何十%か支給されているんじゃないですか。40か50くらい。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

ちょっと説明が不足しておりました。給料としては全く支給されません。ノーワークノーペイですから、仕事をせん者は給料はもらえない。ただ、共済組合のほうから、市町村共済組合のほうから何割でしたかね、6割でしたかね、その分の補てんはございます。確かに。で、民間の育児休業法は、子どもが満1歳になるまで、特別な事情の場合、今回1歳2カ月まで引き上げられたんですけども、国家公務員、地方公務員については3歳までと。これは民間と大きく条件が違いまして、公務員はその点は優遇というか、かなり拡大されております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、3点目でございますが、雇用された、雇用されないというその育児休業を取得するために解雇されたとかトラブルが、解消するために先ほど解決の援助と調停制度が創設されたと先ほど申し上げたんですが、これは公務員は全く関係ないですよ。取得できるわけですから。公務員の方がトラブルがあったというのは余りないんじゃないでしょうか。この点いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

そのことをもって解雇するというのは絶対にあり得ません。公務員の場合は、それだけしっかり身分というか、その辺は補償されておるわけですが、民間の事業所においては特に中小企業あたりではそういう事例があるようです。あるからこそ、今回の改正でその辺の法の実効性を確保するために、こういう措置ができたというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

芦屋町の中でもやはり育児休業をとると言ったら、もうやめるんじゃないですかとか、やめるんでしょとか、いろいろトラブルが発生しているようでございますので、その場合においても行政側にじゃなくて、この都道府県労働局長のほうに申し立てをするということですか、その場合の費用とかはやはり発生するわけでしょう。裁判とかなれば発生するんでしょけど、相談、こういったトラブルの解消のための相談については費用というのはどのように発生するのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

基本的に無料と思っています。これ相談するために金がいるとかいうことに関しましてはちょっと法の片手落ちになりますので、当然無料だと認識しております。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

4点目は、先ほど労働大臣の勧告ということでおっしゃっておいりましたので、その場合においても行政は何らタッチしなくてもいいのか、皆さんやはり町民の方はどこに言っていくかと言ったら、やはり行政ですよ。その場合において、それは労働大臣のほうに、その勧告に従わない場合においてですよ。企業名をこちらが公表したいという思いで言ったら、それは労働大臣のほうの勧告になりますから行政は全くタッチしないんですよと言うのか、それとも相談に乗っていただけるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

町内業者につきましては、地域づくり課と商工会が企業のほうをお世話しているわけですから、当然連携を図って対応しなければいけないと思っております。それで、商工会のほうにつきましては、まだまだこの制度そのものが事業主の方々に周知されていないという認識でございます。それで、商工会の広報関係を通じまして、周知はやっているんだがというご解答でございます。それで、もしそういうような事例が起きましたら、一応町と連携をしながら当然労働基準監督署等、調査していただいてその対応に当たっていきたいという思いがしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

やはり公務員と中小企業、労働者にとってはどちらも働く側においてはどこに働いて

いても同じ立場であるわけなんですよね。それが片方は優遇されて、片方はまだ徹底も余りなされないとすると、これは大変由々しき問題ではないかな。だから、今課長がおっしゃったように中小企業の場合においても、商工会を通して働いている人たちの処遇が改善されるような、方向性に周知徹底をしていただきたいと、このように思います、この点について今まで商工会との連携の中でこういったトラブルとかはなかったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

私のほうが得ている情報ではございません。それで、今回の法改正につきましては、従業員が100人未満の事業所につきましては、改正案の一部がまだ適用されず、24年からの適用になりますので、当分の間猶予がございます。それで、その分も踏まえまして、商工会と今回ご質問あっておりますので、私のほうとしては連携をとって取り組んでいきたいと思っております。

それと、この今回の改正によりまして、新たに過料の、要するに罰金刑といいますか、過料の事案が創設されております。事業主が報告の求めに応じて報告せず、または虚偽の報告をした場合については、20万以下の罰金といいますか、過料が科せられるということで、一部罰金刑の負担も出ておりますので、そのあたりも注視しながら一応私のほうは取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、5番目の介護休業法の改正内容については、先ほど課長が申しておられましたので、新たにできたのが介護に関しては通院、付き添いに対応する介護休暇というのが創設されたということなんです。年に5日、また2人以上介護する場合は年に10日が新設されたということですが、やはり今回新たに創設されたから大変ありがたいのはありますが、今求められているのは介護休暇が大変必要性が出てきていると、このように言われております。だから、現場においてはやはりこのことが十分把握できていないだろうと思っておりますので、何か行政のほうからのそういったアプローチとか、国に対してのそういった問題提起ができないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

一番冒頭申しましたように、これは民間企業に守らせるべき事項と、地方公共団体として守らなければならない。地方公共団体として守らなければならない事項については、

今年の6月に条例改正をお願いしまして可決成立した。6月30日の法の施行日にあわせて実施しておるといことですね。

これ、さっきじゃあ町の職員について、どのように変わったのかというのをちょっとかいつまんで申し上げますけども、先ほど申し上げましたように育児休業等ができる職員の改正ということで、これ夫婦ともできますよということ。両方働いておっても、両方一緒に取得することができる。それから、産後パパ育休と通称言っておりますけども、この出生の日から産後8週間の期間内に男性職員が最初の育児休業を取得した場合には、特別の事情がなくてもまた再び申請することによって育児休業をすることができるようになりますということで、以前は1回育児休業を一定期間とると、もう1回とるためにはよっぽど特別の事情がないとできなかつたんです。これがもう特別の事情がなくてもできますよ。父親も育児に参加しましょう、夫婦そろって子育てに参加していきましょと、そういうのを促す制度ですね。

それから、これは育児休業法ではないんですけど、時間外勤務の制限というのが新設されまして、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、一定の除外要件はあるんですけど、原則として時間外勤務をさせてはならないということで、3歳未満の子をお持ちの職員は、時間外勤務をせずに定時にきちっと帰って、子育てに専念しましょという規定でございます。

それから、子の看護休暇の改正というのも行われております。従来、子の看護休暇の中には病気であるとか、そういった一定の理由、負傷または疾病、こういった要件に該当するときにだけとれるんでしたけれども、その要件としましては例えば子どもに予防接種を受けさせるとか、健康診断を受けさせるこういうときに付き添う場合にも休暇取得できるようになっております。

それから、先ほど言いましたように取得日数の拡大ということで、現行は改正前は1年に5日でありましたが、お二人以上の場合にあつては1年度に10日まで取得できると。それから取得の単位についても、1日または1時間、最終的に我々今7時間45分の勤務時間ですから、例えば7時間まで休暇とつたんだけど、あと45分残っておるとい方につきましては、45分の単位の休暇もとれると。使い切つていいですよという、そういう制度になっております。

それと、前段で申し上げました介護休暇の件ですけども、地方公務員では短期介護休暇の新設であります。これは、先ほど言いましたように、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの、要介護者の介護、その他の世話をを行う職員が勤務しないことができるように短期介護休暇を新設しますということで、これも1年度において5日、要介護者が2人以上の場合は10日と。休暇の単位についても同じということで、この短期介護休暇については、公務員におきましては特別休暇でございますので、当然有給休暇と、給与のカットを受けないというそういう制度でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

時間が刻々と迫っておりますが、なぜ介護休暇の行政としてももう少し日数をふやしていく戦いをアプローチしてほしいと申し上げたのかといいますと、介護殺人とか介護自殺とか高齢化社会においては大介護時代であるとも言われておりますし、2008年度に起こった介護殺人の約半数は、介護保険を利用中に介護保険制度が始まる1999年には21件だったのが、08年には32件、加害者側の約7割が男性であるというデータが出ていますので、やはりこういったのから見ると、仕事をやめざるを得ない状況になってしまうという男性側のご意見もあるようでございます。これはまた私たちもちょっと日数をふやす戦いを、国にも要望していかなければいけない問題かなど、このように思っております。行政側の皆様もよろしくお願いいたします。

それから、2番目のテレビ地上デジタル放送についてでございますが、先ほど課長も、私も心配していたのが緑ヶ丘1街区に隣接している正門町、以前も何か問題があったようで、映るとか映らないとかいうお話が上がっていたようでございます。それと山鹿、城山の隣接ですね。これは、やはり行政としてももちろん鉄鋼であれば、そこを担当なさっている会社が把握しておられ、聞けば報告をされるというわけでしょう。やはり聞いてあげることも大事なことでないかな。

なぜかといえば、来年の7月24日にはもう否応なしに交代してしまうわけですね。そのときになって慌てて自分ところは映らないという状況がないようにするためにはやはり行政の、これは総務省の管轄でありまして、町として町民の皆様の安全安心ではありませんが、幸せのために、ちょっと行動を起す必要性があるのではないかと、このように思いますが、この点について再度お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

住民に対する広報等々の件でしょう、それとそのちょっと前段で申し上げておきますが、民放、NHK問わず最近のテレビの番組に合間には、地デジ化に関するものがしょっちゅうしょっちゅうやられていますですね。草薙剛さんが中心となって。先日もちょっと見たんですが、あなたの家のアンテナはどんな形していますか。魚の骨のような形していますか。それはいわゆるUHFですから、チューナーをつけることによって受信可能となりますよ。

それから、いや私のところは魚の形しておるんだけど、地デジ買うたけど、テレビ買うたけど、映らん。これは方向を変えることによっても受信可能になる場合があるというような、わかりやすくテレビやっていますですね。行政としまして、総務省がや

ることですから、我々は感知しませんという態度では決してございません。

住民の方々への周知にはつきましては、町の広報では昨年7月15日号、これで平成23年7月24日にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行しますという表題と、地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援についてという2つのお知らせ記事を掲載して、問い合わせ先等々も記載しております。

それから、今年に入りまして2月1日号では、これ総務省が各地区をずっと巡回して無料説明会を開いておりますが、芦屋町におきまして2月15日から21日にかけて、町内3会場で2日ずつ、しかも1日に2回、延べ6日間、合計12回の無料説明会が開かれておりますが、そのお知らせを載せております。また、今月20日から24日かけて相談会、説明会が総務省の福岡県テレビ受信者支援センターによって開催されますが、この広報を9月15日号に掲載するとともに、開催チラシの回覧を区長さん方をお願いしております。そういったことで、町としてもできるだけ周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

確かに今おっしゃるようにテレビ等でやっております。やっておりますが、果たしてわかるかな、私もなかなかわかりにくいんですよ。ただ、言っていることは変わるんだなっていうのは完全にわかりますが、自分とところが何々だとか、どうなっているというのはやっぱり電気屋さんなり見てもらうか、どなたか専門の方に見ていただくかしないと、高齢者の方になると、特におわかりにならないんじゃないかな、そこが優しい行政のあり方になっていくんじゃないかなと思いますね。説明会に来られた方が前回何人いらっしゃるのか、対象者が生保受給者の方のみはわかるけども、ほかの方は把握ができてない。じゃあ、果たしてどれくらいの方がわかっているのか、付けかえているのかというのは皆目目に見えてこないという感じが私はするわけですね。

だから、説明会に来られる方は、これは今回も20日から24日までになっておりますので、役場に来られるわけです。じゃ、来れない方はどうするのか、やはり地域にお願いするしかないじゃないかと。民生委員さんに調べていただく、何かいろいろ方法を考えてやっていかないと、自分とかが映らないというパニック状態にも陥らないとも限らないと思いますね。その点についてと。

もう一つ最後の問題ですが、不法投棄の問題がございます。家電リサイクル法もありますので、それをどのようにやっていくかというのは、もう1回明確に何かでお知らせするとか、どういった方法で今度はもう1回対応する。不法投棄の場合は捨てないよと言っただけ巡回して見て回るということではありますが、家電リサイクル法になりますからこのようにやってくださいとか、何か安心できるような対策を、もっと町民にわか

りやすくできないものでしょうかね。この2点についてお願いします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

1点目の件ですけれども、簡単なチューナー等の給付、これについてはNHK自体が芦屋町内で受信料の全額免除世帯はどこだというのはわかっているわけですから、これは1回すべての世帯に案内を出しております。申請することによって無償で対応しますよというのを、これは個別的にやっておるわけですから、私どもがどの世帯がどうだという把握をしなくてもすべての世帯に、対象世帯に行き渡っておるという認識であります。

それから、さっき言われました確かにご自分、特に高齢者世帯のそういう生活保護でもないNHKの受信料をちゃんと払いよる、そういう世帯で老人の単身世帯とか、老人だけの世帯で自分方のテレビどげんなるっちゃろうか、ようわからんというのは確かにあるでしょう。そういう方、テレビを見られてもようわからんということであれば、議員さっき言われましたようなお近くの電気店にお問い合わせくださいというのは、これがまず一番確実な方法だと思いますですね。

だけ、役場に來られて私のとこのテレビどげんなるっちゃろうかというて、私どもがそこに出向いてこれは映りますよとか、映りませんよとか、そういう専門的な知識ござませんで、もしそういうご相談があったら、さっき言いましたコールセンターなりお近くの電気屋さんにご相談くださいとそういうご案内をするしかできんのかなと、そのようには思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

地デジ化に伴いまして、テレビの廃棄の方法というんですか、これにつきましては先ほども答弁いたしました。ご家庭に配布しております家庭ごみ分別ガイド、その内容を見ていただくことと町のホームページ等で内容を確認してもらうのが一番早いわけですが、高齢の方たち、そういった方につきましても、処分方法というんですか、この辺の周知等は十分にやっていかなければならないというふうには思っておりますので、地デジの推進、関係PRの広報の掲載とか、そういったものにあわせて中で、再度その辺を徹底していきたいというふうには思っておりますし、また時期を見たらうえで自治区回覧とかそういったものを利用させていただきまして、周知に努めていこうという考えを持っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

**○議員 1番 益田美恵子君**

それでは、最後にこの無償支給計画が総務省の調べによってはまだ取りつけがすんでいないという、目標、目標というか、数値がそこまで達成してないということで、6月30日に期限を延長したと発表しているんですが、いつまで延長するのかもわからないし、その点についてはわかりますでしょうか。

先ほど支給対象、無償の支給対象者である方々が、まだ達成されてないというところがたくさんある。それはなぜかと言ったら、連絡しても、恐らく何と申しますか、申し込みをされているかどうかというのも私は確認ができないんじゃないか。また、申し込みされている中でも、電話をされて通知をやっても反応がなくて連絡が取れなくてやってないところがあるということでございますので、その谷間のところをどうするか、そこにやはり私たちの手が必要になってくるのではないかなということで思っておりますので、福祉事務所とも連携を取り合いながら、ケースワーカーさんに訪問していただくなり、そしてできたかできてないかの確認をとっていただく方法でも何かとりながら、すべての方が見れる状況にもっていただければとこのように思います。

以上で終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。